

「堺市児童扶養手当受給世帯応援商品券支給事業運営業務」の
一般競争入札に係る質問回答

堺市こども青少年局こども青少年育成部こどもの未来応援室

担当：白川

(TEL) 072-228-0244 / (FAX) 072-228-8341

(E-mail) komiou@city.sakai.lg.jp

No.	質問事項	回答
1	①仕様書の2ページ目の「(2)商品券の要件」に「・額面1000円の紙券」である事と記載がありますが、紙券以外の要件は満たしている、カード型の商品券で対等することは可能でしょうか。 ②「(2)商品券の要件」の中に「紙券であること」との記載がありますが、紙券でなければならない理由を教えてくださいませんか。	①本事業における商品券は、仕様書に定める通り紙券とします。そのため、カード型の商品券による対応は想定していません。 ②商品券の支給方法について様々な手法を検討した結果、対象者の利便性や事業費等を総合的に勘案し、本事業においては紙券による支給を採用することとしました。
2	8.業務内容 (3) 商品券案内文の発送 イ 発送は、特定記録郵便その他配達状況を確認できる方法により行うこととありますが、商品券案内文は信書となりますでしょうか。	商品券案内文は信書に該当するもので想定しています。
3	①商品券案内文に宛名情報を印字するのはマストでしないといけませんか。 ②発送業務において、窓口となる郵便局の指定はありますでしょうか。 ③対象者①②双方の発送物の印刷、封入において①は1週間、②は3営業以内と指定がありますが、近々にならないとデザインなどが決定出来ないという事でしょうか。 ④対象者②の発送方法は速達とありますが、速達のスピード感で配達状況を確認出来る方法であれば問題ないでしょうか。また、配達記録が確認出来れば問題なく、ポスト投入でもよろしいでしょうか。 ⑤商品券準備において各々1週間程度、1日程度で調達することと日程の指定がありますが、これは事前に準備しておく事で問題が生じるという意味でしょうか。 ⑥商品券専用封筒ならびに商品券のしおりは、商品券調達元からの提供されるものを指しているのでしょうか。それとも受注者で作成することを想定されていますでしょうか。	①封入誤りを防ぐため、窓付き封筒と宛名が印字された案内文封入による発送を想定しているため、案内文への宛名の印字は必要となります。 ②窓口となる郵便局の指定は現状想定していません。 ③発送物の印刷、封入における期間は、発送対象者のデータ抽出から印刷、封入等の作業期間を見込んだものとなります。なお、案内文データの事前共有は可能です。 ④配達状況の確認が可能となり、速達と同等以上の配達日数を有する方法であれば、ポスト投函による配達方法も可能と考えます。ただし、具体的な発送方法は、発注者と協議の上決定するものとします。 ⑤本業務の仕様上、発送対象者のデータ抽出により商品券調達数が確定することから、発送時期から逆算した調達期間を設定しています。なお、事前に商品券を調達することは受注者側のご判断となりますが、本業務の仕様上、商品券の余りの在庫が発生した際には、受注者側の責任のもと管理をお願いすることとなります。 ⑥商品券調達元から提供されるものを想定しています。